



用語解説

用語解説

あ行

アメニティ

やすらぎやうるおいをもたらす快適な環境のこと。生活の場に求められる快適性。

生垣設置奨励助成事業

生垣の設置を行う市民及び事業者に対して、生垣設置費用の一部を助成し、市域の緑化を推進する事業。

(対象)

1. 公衆用道路に面して延長3m以上で外部から眺望できるもの
2. 長さ1mにつき少なくとも3本以上の生垣に適した樹木を植栽して高さが概ね1.5m以上のもの
3. 5年以上善良な維持管理をすることができるもの

一次避難地

広域避難地に到達するまでの中継拠点かつ住民の避難誘導・情報伝達、援護活動を行う場所。

エコ・ツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

大阪府みどりの基金(民間施設緑化推進事業)

うるおいとやすらぎのある、緑豊かな大阪を創るために、民間施設緑化への助成を行う事業。

(対象)

民間施設の接道部(公開空地)や屋上(人工地盤)等で行われる緑化事業や、社会福祉施設等での福祉緑化事業

オープンスペース

公園、広場、河川、池、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称。

か行

花き

花の咲く草。草花。

記念樹の配付

市民に「記念樹」を配付することにより、緑化意識の高揚と緑豊かなまちづくりを推進する事業。

(対象)

市内在住の人で、出生、小・中・高校入学、成人、結婚、新築、転入、銀・金婚等の記念が生じたときに配付する。

協働

異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有し、それぞれの資源(人的あるいは物的等資源)や特性を持ち寄り、対等の立場で、協力してともに働くこと。

グリーンボックス貸し出し事業

町会などの地域住民団体に対してプランターを貸し出し、身近に花と緑を増やしてうるおいのあるまちづくりを進める事業。なお、年1回は、市から花、用土等を配付し、年間を通じ地元団体等において管理していただいている。

(対象)

1. 町会、自治会、商店街及びPTA等の地域団体
2. 私立の学校、幼稚園、保育園及び福祉施設
3. その他市長が認める団体

建築協定

市街地の中にあって、生活環境の向上等を目的として「建築基準法」の一般的な制限のほかに、建築物の用途・形態・意匠等に関する基準について関係権利者の全員の同意を得て定める協定のこと。

広域避難地

大規模な地震等の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するとともに、防災倉庫や仮医療救護所の設置により援護、情報活動等の拠点となる場所。避難者が歩行距離2km以内で到達できるよう配置するもの。

コミュニティ

自治会や町内会など一定の地域のつながりをもつ共同体や地域社会のこと。

コミュニティ活動

一定の地域に住む人々が、さまざまな地域の課題に対して、共通の認識をもって話し合い、助け合いながら、より良い生活環境づくりをめざして活動すること。

コミュニティ道路

幹線道路が整備されている地域の裏通り等において、通過交通の進入を抑制し、歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成する道路。

さ行

市街化区域

都市計画法に定める、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に定める、市街化を抑制すべき区域。

自然公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や都道府県条例で指定された地域。

市民農園

都市住民のレクリエーションや自家用野菜などの栽培を目的として、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける緑地。

市民の森整備事業

市民に出生や結婚等の記念植樹を募り、自らの手で樹木を植え育て、樹木に対する愛着と啓発を図り、市民参加による緑のまちづくりを推進する事業。

市民緑地

樹林地など、緑豊かな土地(300㎡以上)を所有している方が、市と一定の期間(5年以上)その緑の管理についての契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図る制度。

住区基幹公園

住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供する

ために設けられる公園。

修景

景観として美しく整えること。一般に、建築や、公園計画、道路計画等において、装飾的な処理をしたり、地形を整えたり、植栽を付加したりする。

施設緑地

都市公園等のように国、府、市町村が土地を所有し、公共施設として管理される緑地。

親水性

公園や護岸等で水に親しめるようにすることで、水面に直接触れることができるようにしたり、デザインに水のイメージを取り込んだりすること。

生産緑地

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地の機能を有する市街化区域内の農地を保全するため、都市計画に定める。

た行

地域森林計画対象民有林

森林地域内において、森林法に基づき指定される区域。森林所有者等が、立木を伐採する際、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。(森林法第10条の8第1項)

地域制緑地

公園整備のように土地の権原を取得することなく、規制等により良好な自然的環境を保全するもので自然公園、生産緑地等が該当する。

地球温暖化

化石燃料の大量消費による二酸化炭素の増加など、温室効果ガスが増加することにより、太陽熱を逃さず地球を暖める現象。

地区計画制度

都市計画に基づき、公園配置、建築物に関する制限等を細かく定めることにより、地区の特性に応じ、良好な市街地を形成・保全する制度。

都市計画区域

市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域。

都市公園

都市公園法に定義されるもので、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園や緑地。

都市公園法

都市における営造物としての公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和31年に制定された法律。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの。
平成16年6月18日に一部法律が改正され、「都市緑地保全法」から「都市緑地法」に名称を改めるとともに、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等の措置が講じられた。

は行

バリアフリー

障害者・高齢者等が社会生活を営む上での障害(バリア)をなくすこと。バリアには段差などの物理的なもののほか、意識上のもの、制度的なものなどがある。

ヒートアイランド

都市部は、郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて、緑が少ないこと、人間の生活や産業活動に伴う人工熱の放出、大気汚染物質等が原因とされる。

ビオトープ

ビオ(生物)・トープ(場所)の合成したドイツ語で、生物の生息する空間等と訳されている。

避難地

大規模な地震の発生時等に周辺地区から避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空間のこと。

フィールド・ミュージアム

まち全体をひとつの大きな博物館ととらえること。

保安林

水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全などを図るための、森林法に基づいて指定された森林。

防災公園

大震災時の避難地、避難路となる都市公園で、広域防災拠点、広域避難地、一次避難地等がある。

圃場

畑。菜園。

ポケットパーク

商業地や住宅地の一角を利用してつくられる小さな公園。

ボランティア

自発性、公益性、無償性を原則として、本来の仕事や学習とは別に、地域や社会のために時間や労力、知識、技能などを提供すること。

ま行

緑の基本計画

環境問題への関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応えるために必要となる都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体となって展開していくためのマスタープランとして都市緑地法第4条の規定に基づき、市町村が創意工夫を活かしながら策定する計画のこと。

特徴としては、都市公園の整備等緑地の保全・創出に係るハード施策のみならず、緑化

の普及啓発活動等ソフト施策まで幅広く対象とすること、策定にあたっての住民の意見聴取、策定後住民等に対しての公表が義務づけられていること等がある。

や行

八尾市農林振興対策事業植林用苗木交付

高山山系の緑化を推進し、治山治水に資することにより、市民生活環境の保全と回復に努めるため、植林用苗木の交付を行う事業。

(対象)

1. 市内に在住する山林所有者の植林であること
2. 市内山林を対象に植林されること
3. 植林面積が5アール(250本)以上で20アール(1000本)未満であること
4. 別に定める基準により植栽すること
5. その他市長が特に必要と認める植林

ら行

緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地について、所有者などの全員又は開発者の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

緑被率

樹林や樹木で地面が覆われている面積の割合。平面的な緑の量を把握するために用いられる。

緑化協議

開発事業を行う者は、緑をまもり、つくり、育てるために、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(対象)

1. 開発区域面積又は敷地面積が300㎡以上の開発事業等
2. 住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)戸数が2戸以上の建設事業等

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法第4条第2項第3号二に規定している緑の基本計画に任意に定める事項の1つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めるもの。

緑化推進地区

一定区域を緑化推進地区に定め、市民と一緒にみどりを育て、やすらぎとおいしいのあるまちづくりを行う。

(地区の指定基準)

1. 町会または区域の面積が5,000㎡以上
2. 地区で5年以上維持管理ができ、緑被率が10%以上見込まれる地区

緑化地域制度

都市計画の地域地区として指定することにより、大規模な建築物(原則として敷地面積が1,000㎡程度以上を想定)の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上を緑化することを義務づけた制度。

緑化率規制

地区計画において緑化率を定めることができることとし、さらに条例を定めることによりその緑化率を建築物の新築等に関する制限とすることができる。

緑地保全地域

里山などの都市近郊の比較的大規模な緑地や緑の骨格を形成するような広域的な緑地の保全を進めるため、「許可制」による現状凍結的な保全制度よりも緩やかな行為規制である「届出・命令制」により、土地所有者等による土地利用と調和した緑地の保全を実施する地域。

わ行

ワークショップ

住民、専門家、行政がみんなで平等に意見を出したり、作業したりしながら、あるテーマについて考え、合意形成に導く場。

まちづくり、公園等の身近な公共施設の整備において、地域住民の考えを計画に反映させながら、合意形成に導く有効な手段の一つ。

「八尾市緑の基本計画（改定）」についてのお問合せ

八尾市土木部みどり課 〒581-0003

八尾市本町一丁目1番1号
TEL(072)924-3869(直通)
FAX(072)924-0216

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>

発行年月 平成18年(2006年)3月

刊行物番号 H17 - 156

